

スーパーグローバル大学創成支援事業 中間評価要項

平成 29 年 2 月 20 日
スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会

国際化拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）により実施される「スーパーグローバル大学創成支援事業」（以下「本プログラム」という。）の中間評価は、この評価要項に基づき、実施する。

1. 評価の目的

徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行う大学や、我が国社会の国際化を牽引する大学を重点支援する本プログラムに採択された各大学の事業について、取組状況等を評価するとともに、事業目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、適切かつ効果的な実施を促す。

2. 評価の時期

平成 29 年度に中間評価を実施する。

3. 評価の対象年度

原則として平成 28 年度末までの取組状況を対象とする。

なお、平成 29 年度 of 取組状況のうち、大学が積極的に記載する実績については、調査提出時までの実績を評価の対象とする。

4. 評価の体制

スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、有識者からなる評価部会を設置し、中間評価を実施する。

なお、評価部会委員は、委員会委員及び事業の選定に係る審査を担当した者を中心に有識者によって構成することとする。

5. 評価の実施

各事業の進捗状況や中間目標の達成状況等の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

(1) 評価項目

(I) 項目別評価

1. 取組状況

以下の項目ごとに、これまでの取組状況について、事業の成果又は発展への課題等の評価を行う。この際、平成29年度以降の取組についても加味して評価を行う。

①構想の実施状況

申請時に示した構想について、実現状況の評価する。この際、次の2点に留意する。

(a) 当初の構想を超えて進捗した事項、補助金支援期間終了後に大学自ら継続していくための取組については、加点材料とする。

(b) 当初の構想の実現を見込み難い場合は減点材料とする。

②構想実現のための体制構築

構想を推進し実現できるだけの学内体制の整備がなされているか。環境の変化に応じ自己変革できる体制が構築できているか。また、事業終了後も継続して取り組むものとなっているか。

③留意事項への対応

本プログラムの審査結果における留意事項への対応を適切に行っているか。

④国際的評価の向上（タイプAのみ）

国際的評価の向上につながる取組が実施されているか。

⑤国際的評価に関する教育・研究力（タイプAのみ）

国際的評価において上位に入るだけの教育・研究力向上のための取組が実施されているか。

⑥大学の特性を踏まえた特徴（タイプBのみ）

各大学の特性を踏まえた、特徴ある取組が実施されているか。

2. 目標の達成状況

①共通の成果指標と達成目標

次の各指標について、平成28年度までの目標の達成状況と取組の進捗状況について評価を行う。

1. 国際化関連

(1) 多様性

① 教員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等の割合

② 職員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任職員等の割合

③ 教職員に占める女性の比率

④ 全学生に占める外国人留学生の割合

(2) 流動性

① 日本人学生に占める留学経験者の割合

- ② 大学間協定に基づく交流数
- (3) 留学支援体制
 - ① 日本人学生の留学についての支援体制の構築
 - ② 外国人留学生等の支援体制の構築
- (4) 語学力関係
 - ① 外国語による授業科目数・割合
 - ② 外国語のみで卒業できるコースの数等
 - ③ 日本語教育の充実
 - ④ 学生の語学レベルの測定・把握、向上のための取組
- (5) 教務システムの国際通用性
 - ① ナンバリング実施状況・割合
 - ② GPA導入状況
 - ③ シラバスの英語化の状況・割合
 - ④ 教育プログラムの国際通用性と質保証
- (6) 大学の国際開放度
 - ① 柔軟な学事暦の設定の有無
 - ② 入試における国際バカロレアの活用
 - ③ 渡日前入試、入学許可の実施等
 - ④ 奨学金支給の入学許可時の伝達
 - ⑤ 混住型学生宿舎の有無
 - ⑥ 海外拠点の数及び概要
 - ⑦ 外国人留学生OBの積極的活用
 - ⑧ 外国語による情報発信等

2. ガバナンス改革関連

- (1) 人事システム
 - ① 年俸制の導入
 - ② テニユアトラック制の導入
 - ③ 国際通用性を見据えた人事評価制度の導入・活用
 - ④ 国際通用性を見据えた採用と研修
- (2) ガバナンス
 - ① 事務職員の高度化への取組
 - ② 具体的ビジョン、中期計画等の策定
 - ③ 迅速な意思決定を実現する工夫
 - ④ 意思決定機関等への外国人の参画
 - ⑤ IR機能の強化・充実

3. 教育の改革的取組関連

- (1) 教育の質的転換・主体的学習の確保
 - ① 学生の実質的学びの時間の確保に関する取組
 - ② 学生の主体的参加と大学運営への反映の促進

- ③ T A 活用の実践
- ④ ナンバリング実施状況・割合（再掲）
- ⑤ G P A 導入状況（再掲）
- ⑥ シラバスの英語化の状況・割合（再掲）
- (2) 入試改革
 - ① TOEFL 等外部試験の学部入試への活用
 - ② 多面的入学者選抜の実施
 - ③ 国際バカロレアの活用（再掲）
- (3) 柔軟かつ多様なアカデミック・パス
 - ① 柔軟な転学科・転学部、Late Specialization 等
 - ② 早期卒業・入学、5年一貫制課程等

4. その他

(1) 教育情報の徹底した公表

②大学独自の成果指標と達成目標

各大学の構想に応じて設定された独自の定量・定性的成果指標について、平成28年度までの目標の達成状況と取組の進捗状況について評価を行う。

3. 経費（補助金）の使用状況

1. 取組状況、2. 目標の達成状況を評価するに当たっては、経費（補助金）が適切かつ効果的に使用されたかについても考慮の上、評価を行う。また、投入された補助金額に比して十分な取組が行われたかについても考慮する。

(II) 総括評価

「(I) 項目別評価」における評価結果を踏まえ、各事業の実績の全体について評価を行う。

(2) 評価方法

中間評価は、委員会の下に設置される「評価部会」（8. 評価体制に記載）において書面評価及び面接調査（及び必要に応じて現地調査）を行い、その結果に基づく合議評価により実施する。（9. 評価手順を参照）

評価部会は、審査結果等も活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

① 書面評価

評価部会委員は、各事業について次の評価資料により書面評価を行い、合議により書面評価結果を取りまとめる。

- ・ 中間評価調書及び参考資料

※参考資料には、公募要領に示している、構想等の実施状況についての独自の評価（外部有識者から構成される委員会からの評価結果等）の結果を含めるものとす

る。なお、この独自の評価については、原則として、平成28年度末までの取組について評価を行うこととする。また、中間評価調書提出時の提出が難しい場合、その理由・提出可能時期等を明記の上、後日の提出を可能とする（遅くとも、面接調査実施時までには提出することとする）。

- ・採択時の審査結果表
- ・構想調書

また、評価部会において、書面評価での疑問点及び面接調査時に説明を求めたい内容等を「事前質問事項」として取りまとめる。

② 面接調査

評価部会委員は、面接調査により、書面評価結果を踏まえた質疑応答等を行うことにより、各事業の現状等を十分に把握し、評価に反映させる。

なお、面接調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

③ 現地調査

評価部会委員は、書面評価及び面接調査の結果を踏まえ、不明な点や現地で確認すべき事項があると判断された事業においては、現地調査を行い、教育現場における教職員や学生との面談、関係施設の視察等を行い、評価に反映させる。

なお、現地調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

④ 合議評価

評価部会委員は、書面評価結果と面接調査、現地調査を通じて得られた結果について合議評価をし、各事業の評価結果や助言等をまとめる。

⑤ 評価の決定

評価部会は、各事業の評価結果をまとめる際に、事業目的の達成は困難であると判断された事業については、反論等の機会を設けて、構想の縮小又は中止の必要性等について評価を行う。

委員会は、評価部会における評価結果について全体調整を行い、各事業の評価結果を決定する。

(3) 評価結果

中間評価結果は、下表の5段階の評価及び評語で構成する。

(I) 項目別評価

1. 取組状況

評価	評語
S	構想の実現にあたり、優れた取組が行われている。
A	構想の実現にあたり、十分な取組が行われている。
B	構想の実現にあたり、取組がやや不十分であり一部改善を要する。
C	構想の実現にあたり、取組が不十分であり改善を要する。
D	構想の実現にあたり、取組が極めて不十分であり抜本的改善を要する。

2. 目標の達成状況

評価	評語
S	全体として目標を上回っており、優れた実績を挙げている。
A	全体として目標を達成しており、順調な実績を挙げている。
B	全体として目標をやや下回っており、一部改善を要する。
C	全体として目標を下回っており、改善を要する。
D	全体として目標を下回っており、抜本的改善を要する。

(II) 総括評価

評価	評語
S	優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。
A	これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
B	当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。
C	これまでの取組状況等に鑑み、目的の達成が困難な取組があると考えられ、成果を見込めない取組については縮小・廃止し、財政支援規模の縮小が妥当と判断される。
D	これまでの取組状況等に鑑み、事業目的の達成は著しく困難と考えられ、財政支援の中止が妥当と判断される。

6. 開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱いについて

i) 委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りではない。

- ① 評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う評価部会の会議、会議資料及び議事要旨については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

ii) 委員会は、各事業の中間評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省は中間評価結果に基づき、5年目以降の補助金の適正配分（増額、減額又は廃止等）を行う。

また、各採択大学に対し、評価結果を開示するとともに、評価結果及び進捗状況等をホームページ等に掲載し、我が国大学における国際化の推進に資する。

(2) 委員の氏名等の公開

- ① 委員会委員の氏名は、予め公表する。
- ② 評価部会委員の氏名については、中間評価結果の公表後に公表する。

7. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

範囲

- ① 委員が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む）している場合
- ② 委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む）している場合
- ③ その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

(2) 秘密保持

- ① 評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ② 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

8. 評価体制

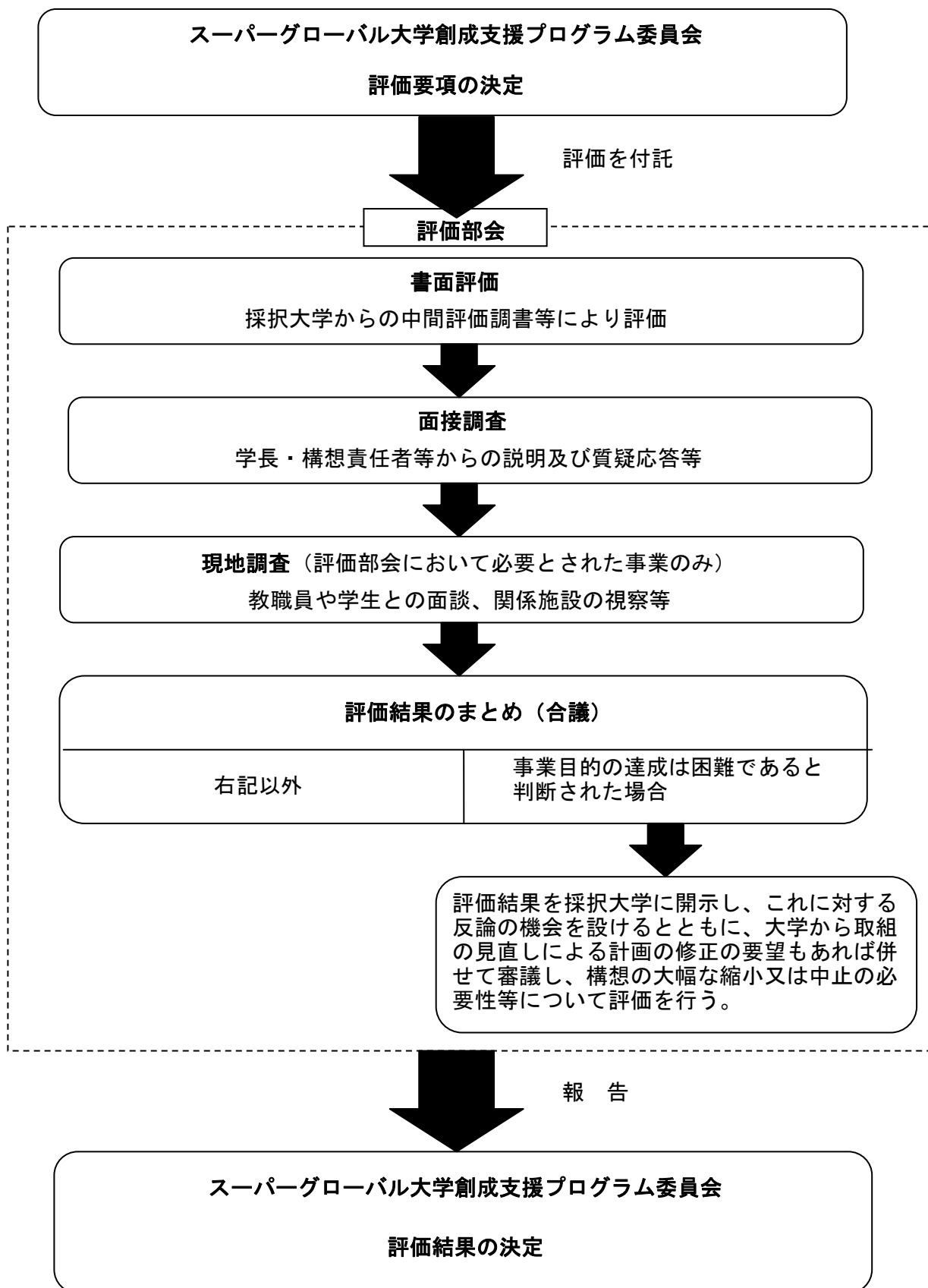
スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会

評価要項の決定

評価部会

〔 委員会委員及び事業の選定に係る審査を担当した者を中心に有識者
によって構成 〕

9. 評価手順



10. その他

本プログラムと「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」（以下「GGJ」という。）の両方に採択事業を持つ大学は、「スーパーグローバル大学創成支援事業」実施大学として、本プログラムからのみ補助金を手当てすることとしていることから、別途GGJ事業としての事後評価は行わず、本中間評価の中で一体的に評価を実施することとする。よって、該当の19大学においては、本趣旨も鑑み調書等を作成すること。

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は委員会の下に設置される評価部会において定める。